

【32 解読文】 教育沿革史資料蒐集方照会 (明治十六年：一八八三) (B)

(表紙)
「明治十六年三月

(朱印)
永年保存

教育沿革史
編纂取調 書類留
学務課

(朱書)
「供閱 令(印) (楫取) 大書記官 (印) 学務課(印)(印)(印)

二月十四日受付
甲第一〇号(印)」

(朱書)
「報第三十四号」

今般当省第壹号ヲ以テ、教育沿革史編纂
〈今般当省第壹号を以(もつ)て、教育沿革史編纂〉

資料取調之儀達相成候、就テハ貴庁御貯蔵
〈資料取り調べの儀達し相成り候、就(つ)いては貴庁御貯蔵〉

ノ書類ハ勿論、御管内学校・社寺・旧家所蔵ノ旧記
〈の書類は勿論(もちろん)、御管内学校・社寺・旧家所蔵の旧記〉

ニヨリ、汎ク御取調相成度、且家塾・寺子屋ニ係ル
〈により、汎(ひろ)く御取り調べ相成り度、且(か)つ家塾・寺子屋に係る〉

状況及ヒ計数ハ、今回及ニ御回送一候甲乙号取調表
〈状況及び計数は、今回御回送に及び候甲乙号取り調べ表〉

ヲ夫々調査者へ御分付、填記方御取計ノ上、御差
〈を夫々(それぞれ)調査者へ御分付け、填記(てんき)方御取り計らいの上、御差し〉

出相成度候、尤右沿革史編纂ノ儀ハ、公私教
〈出し相成り度候、尤(もつと)も右沿革史編纂の儀は、公私教〉

育者ノ幫助ヲ得ルニ非スハ、到底大成ヲ期シ
〈育者の幫助(ほうじよ)を得るに非(あら)ずんば、到底大成を期し〉

難キノミナラス、歲月ヲ經過スルニ從ヒ資料

〈難（がた）きのみならず、歲月を經過するに従い資料〉

湮滅、益其精査ノ途ヲ失シ可レ申ニ付、取調條項

〈湮滅（いんめつ）、益（ますます）其（そ）の精査の途（みち）を失し申すべくに付、取り調べ條項〉

中、記憶口碑ニ資ラサレハ調査難ニ行届モノハ、其土

〈中、記憶口碑に資（はか）らざれば調査行き届き難きものは、其の土〉

地ノ古老若クハ旧吏等ニ諮詢スル等、幾様ノ手段

〈地の古老若（も）しくは旧吏等に諮詢（しじゆん）する等、幾様の手段〉

ヲ以テ、正確ノ事実ヲ御蒐集相成候様致度、

〈を以て、正確の事実を御蒐集（しゆうしゆう）相成り候様致し度、〉

此段及ニ御照会ニ候也

〈此（こ）の段御照会に及び候也〉

報告局長

明治十六年二月九日

文部権大書記官

小林小太郎印

群馬県令 楫取素彦殿

追テ、本文取調書類浩瀚ニシテ、別段写字生等

〈追つて、本文取り調べ書類浩瀚（こうかん）にして、別段写字生等〉

ヲ要シ候向ハ、其謄写料ハ当省ヨリ支辨可レ致

〈を要し候向きは、其の謄写料は当省より支辨（しべん）致すべき〉

儀モ可レ有レ之、且甲乙号取調表不足ノ節ハ、更ニ

〈儀もこれ有るべし、且つ甲乙号取り調べ表不足の節は、更に〉

御回送可レ及候条、其段申添候也

〈御回送に及ぶべく候条、其の段申し添え候也〉